

三大疾病保障特約付き 団体信用生命保険

ワイドな保障

- がん
- 脳卒中
- 急性心筋梗塞



従来の死亡・高度障がい保障に加え、三大疾病（悪性新生物〈がん〉・急性心筋梗塞・脳卒中）により、所定のお支払事由に該当した場合、住宅ローン残高相当額が三大疾病保険金として支払われます。

三大疾病診断保険金特約付き住宅ローンで将来の住宅ローン返済も安心！

ご留意事項

- ・三大疾病保障特約付き団信をご利用いただく場合、住宅ローン基準金利に年0.3%の上乗せがございます。
- ・お借入日（ローン実行日）以前に悪性新生物（がん）に罹患したことがある方は、ご利用いただけません。
- ・お借入日（ローン実行日）から90日以内にがんと診断確定された場合は、がん診断保険金特約の保障対象となりません。
※ 死亡保障および高度障がい保障には「90日以内」の制限はありません。
- ・上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん診断保険金特約保障の対象となりません。
- ・急性心筋梗塞・脳卒中保障特約は、お借入日（ローン実行日）から保障の対象となります。
- ・お申込み金額は最高2億円です。お申込み金額が3千万円を超える場合は、「健康診断結果証明書」のご提出が必要です。
- ・お申込みの際は、所定の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。
- ・三大疾病保障特約付き団体信用生命保険の詳細については、裏面をご覧ください。
- ・詳しくは、お近くのローンセンターまたは名古屋銀行 融資窓口へお気軽にご相談ください。

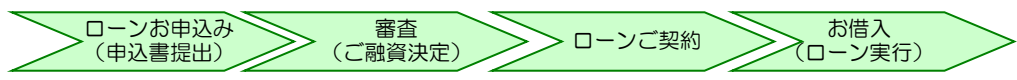
2023年10月現在



名古屋銀行

Bank of
NAGOYA

商 品 内 容

対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー住宅ローン 										
ご利用いただける方	上記対象商品を新規にお借入れいただく方で、融資実行時年齢満18歳以上満50歳以下、完済時年齢75歳未満の方										
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・200万円以上2億円以内 ※ お借入金額が、3,000万円を超える場合、所定の「健康診断結果証明書」をご提出いただきます。										
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象商品の基準金利十年0.3% ※ 各種金利優遇制度もあわせてご利用いただけますが、その場合も年0.3%が上乗せとなります。 ※ お借入利率は、実行時に名古屋銀行が定める金利を適用させていただきます。 【ご参考】お申込みからお借入までの流れ <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">お借入適用金利決定</div> 										
保険の概要	<p>一般社団法人第二地方銀行協会が保険契約者となり、上記商品をお借り入れされる方を被保険者とする団体信用生命保険です。</p> <p>保険料は、一般社団法人第二地方銀行協会の会員行である名古屋銀行が負担します。</p> <p>保険金は、名古屋銀行が保険会社より直接受領し、住宅ローン債務の返済に充当します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 死亡</td> <td>保険期間中に死亡されたとき</td> </tr> <tr> <td>(2) 高度障がい</td> <td>所定の高度障がい状態に該当されたとき</td> </tr> <tr> <td>(3) 悪性新生物</td> <td>ご融資日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、はじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき</td> </tr> <tr> <td>(4) 急性心筋梗塞</td> <td> 1. ご融資日以降、急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師に診断されたとき 2. ご融資日以降、急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき </td> </tr> <tr> <td>(5) 脳卒中</td> <td> 1. ご融資日以降、脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師に診断されたとき 2. ご融資日以降、脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき </td> </tr> </table>	(1) 死亡	保険期間中に死亡されたとき	(2) 高度障がい	所定の高度障がい状態に該当されたとき	(3) 悪性新生物	ご融資日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、はじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき	(4) 急性心筋梗塞	1. ご融資日以降、急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師に診断されたとき 2. ご融資日以降、急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき	(5) 脳卒中	1. ご融資日以降、脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師に診断されたとき 2. ご融資日以降、脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき
(1) 死亡	保険期間中に死亡されたとき										
(2) 高度障がい	所定の高度障がい状態に該当されたとき										
(3) 悪性新生物	ご融資日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、はじめて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき										
(4) 急性心筋梗塞	1. ご融資日以降、急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師に診断されたとき 2. ご融資日以降、急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき										
(5) 脳卒中	1. ご融資日以降、脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師に診断されたとき 2. ご融資日以降、脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき										
引受保険会社	日本生命保険相互会社を幹事会社とする共同引受 TEL : 0120-563-928 (月曜日～金曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始は除きます)										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保障内容の詳細等については「被保険者のしおり」をご参照いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。 ・住宅ローンのお申し込みの際は、名古屋銀行所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご要望に添えない場合があります。 										

ここでの三大疾病保障特約付き団体信用生命保険に関する説明は、名古屋銀行が、保険契約者である一般社団法人第二地方銀行協会の会員行としての立場からローン利用者のみなさまの便宜のため行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。